

水循環基本計画（たたき台）（R1.12.24 公表）から 原案（案）への主な変更点

総論

4 水循環をめぐる現状と課題

ア これまでに実施した主な施策

（流域連携の推進等）

○流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、地方公共団体等が令和2年1月までに44計画の流域水循環計画を策定した。

5 本計画において重点的に取り組む主な内容

（1）流域マネジメントによる水循環イノベーション

～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

（略）

流域マネジメントの取組により、流域における一体感の創出、流域に応じた課題への解決策の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など、様々な効果を生み出すことが期待される。

（略）

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

（略）

さらに、世界に先駆けた水循環に関する施策について、積極的かつ戦略的に情報発信に取り組む。

1 流域における総合的かつ一体的な管理

（流域連携の推進等）

流域における地形や気象状況等の自然条件により、その地域の適正な水量や水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など、水循環における課題は様々である。また、都市部と農村部では、人口、産業構造、経済社会、自然環境の状況など地域の特性・特徴が異なるため、地域の実情に応じた水循環のあり方が求められる。

また、流域の総合的かつ一体的な管理は、総論5（1）で記述したとおり、関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の流域における様々な主体によりそれぞれ連携して行われるべきものであり、水災害から国民の生命及び財産を守

り、人の営みにおける水の恵沢を享受するためにも、重要であることに留意する必要がある。

2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進

(健全な水循環に関する教育の推進等)

(略)

さらに、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるため、「水の日」や「水の週間」が設けられており、これらの趣旨にふさわしい事業を計画的に進めることも重要である。

以上を踏まえ、水は人の営みにおける「恵み」と水災害等の「災い」の両面を有していることを認識した上で、水の恩恵を享受し続けるために国民一人一人が水循環の重要性を理解し、何をすべきかを考えて行動することができるよう、また、気象、森林、農業、生物、化学等の分野と水循環の関連性との認知が進むよう、水循環に関する教育、普及啓発、広報、情報発信の推進を図るとともに、産学官民が連携して健全な水循環の維持又は回復に関する国民の自発的な活動が促されるような措置を講ずる。

特に、普及啓発及び広報については、「水の日」や「水の週間」の認知度を含む水循環への意識の向上に向けて、地域の取組の支援、海外向けの情報発信に積極的かつ戦略的に取り組む。また、教育ツールやプログラム等の作成等を通じて、子どもから大人まで幅広い世代の人の水循環への認識と理解が進むように努める。

(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)

(略)

これらについて、限られた予算や体制の下で行うためには、優先順位を考えるとともに、実効性を伴う真に必要な調査研究を実施することと併せて、低廉化技術の開発に取り組むことが重要である。

(略)

5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

(略)

この際、我が国がリーダーシップを発揮し、我が国が培ってきた水災害への対応などの経験や教訓を国際社会と共有することにより、世界の水問題の解決に貢献する。

(略)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 貯留・涵養機能の維持及び向上

(4) 都市

- 地下水涵養機能の向上や都市における貴重な貯留・涵養能力を持つとともに、気温上昇の抑制や良好な景観形成など多様な機能を有し、憩いの場など豊かな生活空間を形成するグリーンインフラとして、多様な主体の参画のもと、緑地等の保全と創出、民間建築物や公共公益施設の緑化を図る。

3 水の適正かつ有効な利用の促進等

(2) 災害への対応

ア 災害から人命・財産を守るための取組

- 湿原の遊水機能等、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進し、生物多様性の保全に貢献するとともに、人口減少、水インフラ等の社会資本の老朽化等の社会構造の変化に伴い生じる課題や自然災害の激甚化に対応する。

(3) 持続可能な地下水の保全と利用の推進

イ 体制の整備

- 地下水協議会は、地下水の涵養・浸透、流下、滞留、利用等やこれまでの経緯、地域が抱える課題、行政区域等の状況を踏まえて、地下水マネジメントの対象とすべき地域を定める。なお、地下水の挙動や採取の影響範囲等については、必要に応じ水循環解析等を用いて把握する。また、調査、解析にあたっては、関係する行政などの公的機関、研究機関、学識経験者、団体等との協働も有効であることに留意する。

(6) 水環境

(汚濁負荷軽減等)

- 河川、湖沼等におけるマイクロプラスチックの分布実態に関する調査を推進する。

(7) 水循環と生態系

(生態系の保全等)

- 湿原の遊水機能等、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積

極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進し、人口減少、水インフラ等の社会資本の老朽化等の社会構造の変化に伴い生じる課題や自然災害の激甚化に対応するとともに、生物多様性の保全に貢献する。

（１０）水循環と地球温暖化

ア 適応策

- 国は、関係府省庁の連携協力の下、気候変動適応計画を踏まえ、水循環に関連する様々な分野の気候変動適応に関する施策を推進する。
- 地方公共団体においても同様に、関係部局の連携協力を図り、水循環に関連する施策に気候変動適応の視点を組み込むよう努めるものとする。

4 健全な水循環に関する教育の推進等

（２）水循環に関する普及啓発活動の推進

（「水の日」及び「水の週間」関連行事の推進）

- 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深め、認知度の向上を図るため、国は多様な主体が「水の日」及び「水の週間」関連行事に取り組むよう普及啓発、広報を行うとともに、国、地方公共団体等が開催する「水の日」及び「水の週間」関連行事の情報を集約し、ウェブサイトを活用して周知する。

（略）

（戦略的な情報発信等）

- 国及び地方公共団体は、健全な水循環の維持又は回復に関する普及啓発活動に積極的かつ戦略的に取り組むとともに、NPOなどの各種団体による活動の積極的な支援に努めるものとする。（略）また、これらの取組に関する情報をわかりやすく集約、整理、発信することにより、多様な主体が連携しながら取組を継続できるよう努めるものとする。

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

（情報発信）

- グリーンインフラの社会実装を推進するため、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画し、各自の知見や技術を共有するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいても、雨水の貯留・涵養機能の維持・向上に資する取組等について、積極的に情報発信する。

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

(1) 流域における水循環の現状に関する調査

(地下水)

- (略) また、国は、国、地方公共団体等が収集、整理するデータ (地下水位、地下水質、揚水量及びこれらに関する観測箇所情報等) を相互に活用するための地下水データベースを構築する。

7 科学技術の振興

(調査研究成果の有効活用)

- 国、地方公共団体等は、水循環に関する調査研究を一層進める観点から、調査研究により得られた成果を教育機関、民間団体等と共有するよう努めるものとする。

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 国際連携

(国際目標等の設定・達成への貢献)

- SDGs の目標 6 や目標 13 などを踏まえ、各国の持続可能な水と衛生の確保の実現に貢献する。目標 6.1 「2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。」の達成に関して、安全な水へのアクセスの向上のために、水道事業体の経営改善や資金調達に対する協力を行うとともに、目標 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。」の達成に関して、気候変動への適応策として干ばつに対して強靱な水源確保を支援する。
(略)
- 国連等において、各国や水と災害ハイレベル・パネル (HELP) などの関係国際機関と連携し、水関連災害など、水に関連する重要課題についての経験共有、意識高揚、継続議論を図り、SDGs の目標 1.5 「2030 年までに貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。」や目標 11.5 「2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。」等の達成、さらには仙台防災枠組や気候変動に関するパリ協定の達成に貢献する。

以上